【概要】
甲社株式の公募増資に係る法人関係情報を受領した営業本部の役員等が、社内規程手続きを経ずに、また、情報の厳格な管理について明確な指示を行わずに傘下の営業部店長に当該情報を伝達し、その結果、複数の営業部店において、当該情報が公表される以前に当該情報を顧客に提供して有価証券の取得申込みの勧誘を行っていた。その後、当社は一定の改善を図っているものの、その対応は不十分なものであった。
また、乙社株式の公募増資に関する法人関係情報を保有する部署が、営業部門担当部長に対し、社内規程の手続きを経ずに当該株式の法人関係情報を伝達していた。

⑵　ＦＸＣＭジャパン証券株式会社
（勧告日：平成24年６月19日）【附属資料２－４－３⑴①（番号２）参照】
①　業務運営に関し重大な問題が認められる状況
〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第14号及び金商法第51条〕
【概要】
○　システムの管理及び運用状況に重大な問題が認められる状況
当社は、システム障害発生時に必要な対応手順及び手段を具体的に定めておらず、また、ＦＸシステムの管理及び運用についても、金融商品取引業者として、その業務の根幹をなすＦＸシステムの基本的な内容すら把握していない状況等が認められた。
○　顧客対応が杜撰な状況
当社においては、システム上の諸問題が繰り返し発生しているが、顧客対応については、照会・苦情があった顧客についてのみ対応し、他の関係する顧客に対し必要な対応を取っていない事例が認められた。
②　顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、ＦＸ取引に係る契約を継続する行為
〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第28号〕
【概要】
当社においては、ＦＸ取引に係る預託証拠金額が取引に必要な預託額を下回っている顧客について、合理的な期間を超えても追加証拠金の入金等がないまま取引を継続させている事例が多数認められた。

⑶　大万証券株式会社
（勧告日：平成24年６月22日）【附属資料２－４－３⑴①（番号３）参照】
①　報告徴取命令に対する事実と異なる報告
〔金商法第52条第１項第６号〕
【概要】
当社は、営業員に法令等に反する行為が認められたとして、当局より報告徴取命令を受け、再発防止のための改善・対応策等をとりまとめた報告書を当局に提出したが、事実と異なる顧客面談件数を記載して報告を行っていた。
②　損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
〔金商法第64条の５第１項第２号及び第39条第１項第３号〕
【概要】
当社外務員は、顧客から売買の別、銘柄、数及び価格のすべてを任され、信用取引を中心に株式取引を行っていた。
また、当該外務員は、当該顧客に対し、信用取引建玉の評価損発生による信用取引保証金の預託不足及び信用取引決済損金が生じた際に、損失補てん及び品受代金への充当等のための財産上の利益の提供を行っていた。

⑷　野村證券株式会社
（勧告日：平成24年７月31日）【附属資料２－４－３⑴①（番号４）参照】
①　公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不公正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況
〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第５号〕
【概要】
当社においては、内部管理部門の役職員が、当社における法人関係情報の管理態勢の整備・運用状況は適正であり問題は生じ得ないと過信していたことなどから、内部管理部門は「チャイニーズ・ウォールを越えた情報の伝達」、「セールス側から社内アナリストへの積極的な情報取得」及び「機関投資家営業部署内での情報共有」といった状況につき、法人関係情報の管理・営業の実態把握・法令遵守確認等を十分に行っていなかったなど、牽制機能が十分に発揮されていない状況が認められた。
②　有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為及びその他不適切な業務運営状況
〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第14号〕
【概要】
当社においては、法人関係情報を保有する部署から恒常的に法人関係情報を入手していたＡ部長は、公募増資案件に係る法人関係情報を入手し、部下とともに、顧客に対し、当該情報が公表される以前に、当該情報を提供して株式の売買及び公募新株式の取得申込みの勧誘を行っており、その他複数の同様の事例が認められた。

⑸　イニシア・スター証券株式会社
（勧告日：平成24年12月５日）【附属資料２－４－３⑴①（番号10）参照】
①　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
〔金商法第52条第１項第３号及び第53条第２項〕
【概要】
当社は、検査基準日現在、預金勘定に214百万円を計上しているものの、実際は、うち200百万円は存在しておらず、真正な預金残高は14百万円となっており、当該状況を踏まえた検査基準日現在の当社の純財産額は、金商法第29条の４第１項第５号ロに基づく同法施行令第15条の９第１項に定める額（５千万円）に満たない額となっているほか、自己資本規制比率についても、金商法第46条の６第２項に定める比率を著しく下回っている状況が認められた。
②　当局に対する虚偽報告
〔金商法第52条第１項第６号〕
【概要】
当社は、関東財務局長からの報告徴求命令に対して、220百万円の預金残高がある旨を記載した虚偽の報告書を関東財務局長に提出し、報告徴求命令に基づくモニタリング調査においても、虚偽の報告をしていた。
③　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
〔金商法第43条の３第２項〕
【概要】
当社は、顧客区分管理信託額から顧客預り金相当額を数度に亘り取り崩し、125百万円を貸付金（又は立替金）や当社の運転資金等に流用していた。
また、顧客区分管理必要額の算定根拠となる顧客預り金を確認したところ、116百万円の信託不足が発生していた。
④　支払い不能に陥るおそれのある状況
〔金商法第52条第１項第７号〕
【概要】
当社が平成24年12月４日付で作成した資金繰り表によると、同月３日現在で、経費等の支払いに充てられる現預金は16百万円程度であり、今後の収入、支出見込み額を踏まえると、同月25日には支払不能の状況になると認められた。

※　平成24年度においては、上記⑴～⑸の証券検査の結果に基づく行政処分勧告等のほか、犯則事件の調査の結果に基づき、下記の第一種金融商品取引業者に対して行政処分勧告を行った。
○　アイティーエム証券株式会社
（勧告日：平成24年８月３日）【第７章第２　２⑴④及び附属資料２－４－３⑴③参照】